

## 神戸市養育支援訪問事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による支援を実施することにより、当該家庭の適切な養育が可能になるようにするために本市が行う神戸市養育支援訪問事業(以下、「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、第4条第2号及び第3号に定める事業については、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

### (支援の対象)

第3条 本事業の支援対象は、神戸市内に居住する者のうち、本事業による支援が必要と区保健福祉部長及び北神区役所保健福祉担当部長が認めた、次に掲げる家庭の妊婦、児童及び養育者とする(以下「対象者」という。)

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診者や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭(特定妊婦)
- (3) 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (6) 公的な支援につながない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる、支援を必要とする家庭
- (7) 0～3歳児の多胎児を養育する家庭のうち、家事や育児への負担が大きく支援を必要とする家庭
- (8) その他区保健福祉部長及び北神区役所保健福祉担当部長が必要と認めた家庭

### (支援内容)

第4条 支援内容は、次にあげるとおりとする。

- (1) 保健師・保育士等の専門職(以下「専門職」とする。)が実施する専門的相談・指導等
- (2) 産前産後ホームヘルパーの派遣による家事・育児に関する援助・助言(以下「産前産後ホームヘルプサービス事業」という。)
- (3) 養育支援ヘルパーの派遣による家事・育児に関する援助・助言(以下「養育支援ヘルパー派遣事業」という。)
- (4) 多胎児家庭ホームヘルパーの派遣による家事・育児に関する援助・助言(以下「多胎児家庭ホームヘルプサービス事業」という。)

### (支援の方法)

第5条 支援の方法は前条の各号により、次の方法で行うものとする。

- (1) 専門職の支援については、区保健福祉部及び北神区役所こども家庭支援課においてその必要性を把握した上で、訪問するものとする。
- (2) 産前産後ホームヘルプサービス事業及び多胎児家庭ホームヘルプサービス事業については、支援を必要とする者からの申し込みによりヘルパー等を派遣するものとする。

- (3) 養育支援ヘルパー派遣事業については、区保健福祉部長及び北神区役所保健福祉担当部長が支援の必要があると判断した家庭に対し、支援計画を策定した上で、ヘルパー等を派遣するものとする。

(中核機関)

第6条 本事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)を各区保健福祉部及び北神区役所こども家庭支援課とする。中核機関は、本事業による支援の進行管理や対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。

(中核機関の役割)

第7条 中核機関の役割は、次のとおりとする。

(1) 対象者の把握

- ① 対象者の把握については、以下のような経路からの情報提供に基づき把握するものとする。
- ア 新生児全戸訪問事業の実施結果等の母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供
  - イ こども家庭センター等関係機関からの区こども家庭支援室への通知・通告等による情報提供
- ② 中核機関は、上記により把握された養育支援が特に必要な家庭について情報の収集を行う。

(2) 対象者の判断

中核機関は、本事業により実施する支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて、こども家庭センター等と連携し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。

(3) 支援計画の策定

中核機関は、対象者の状況等に応じて、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法等について計画を策定し決定する。

(4) 支援の経過の把握

- ① 中核機関は、支援の経過について、専門職や本事業受託事業者(以下「事業者」という。)からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等、支援における経過についての進行管理を行う。また、支援の経過の中で、適時、支援上の課題について確認する等、フォロー体制を確保する。
- ② 中核機関は、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、検討を行う。

(5) 支援の終結決定の判断

- ① 中核機関において、支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定について、必要に応じて関係機関と協議する。
- ② 本事業による支援する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

(個人情報)

第8条 本事業の実施に当たり、事業者は神戸市個人情報保護条例(平成9年条例第40号)を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、神戸市養育支援訪問事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。